

湧水

 議会だより

12月定例会

第25号 平成23年2月15日
発行

題字は轟小学校6年生
出水 菜由菜さん



雪景色の中にたわむれる養老馬たち（栗野岳）



せんりょう（千両）

せんりょう科。常緑小低木。東南アジア、日本では関東より西に分布。

茎は軟質で、節がある。葉は長さ6～15cmで対生、革質で光沢があり、先がとがっている。

一般会計補正予算等	2
議決一覧	4
一般質問	8
委員長報告	12
第3回・第4回臨時議会	15

中山間地域総合整備 県営事業負担金

● 847万円

県営の中山間地域総合整備事業の事業実績見込みに基づき、県営事業負担金を増額するものです。



転倒ゲート（御前野地区）

作業道補修工事費



木場留ケ尾町有林内

町有林内の作業道を整備し町有林の維持管理及び作業効率の向上を図るため、作業道舗装工事費を計上するものです。

観光施設改修整備工事費

● 131万9,000円

栗野岳にある平成12年に設置した給水施設の給水ポンプを改修するために計上するものです。



栗野岳ポンプ施設場

町道等整備工事費

● 315万9,000円

町道四ツ枝永山線改良舗装工事を延長120mの計画から150mに変更するために増額するものです。



町道四ツ枝永山線

公営住宅等建設工事費

● 200万円



上場地区分譲予定地

第2上場団地の分譲予定地に、フェンスを設置するために計上するものです。

教材備品購入費

● 200万円

栗野中学校屋内運動場完成に対し、寄附金の申出を受けたことからグランドピアノ購入経費を計上するものです。



平成22年

第4回定例会

一般会計補正予算

2億9,134万円可決



総額67億9,387万円に

第4回定例会は12月9日招集され、12月20日までの12日間の会期で開催されました。

今定例会では、平成22年度一般会計補正予算、特別会計及び水道事業会計補正予算及び施設の管理運営に関する指定管理者の指定等を可決しました。

また、議員発議で環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)に係る意見書を可決しました。

一般質問では、議員4名が10項目について質問しました。

保育所運営費

● 3,665万9,000円

低年齢児の入所増に伴い、保育所運営費を増額するものです。



生きがい対応型デイサービス事業委託料

● 130万円



生きがい対応型施設

つつはの園とグリーン光芳で行われる生きがい対応型デイサービスの利用者が増えていることに伴い、委託料を増額するものです。

中山間地域等直接支払交付金

● 3,236万1,000円

農業生産条件が不利で耕作放棄の恐れが大きい中山間地域等において、耕作放棄地等の防止を図るための事業です。この事業対象集落の加入条件が緩和され、加入集落が増加したことに伴う増額計上です。



耕作放棄地の現況

決まりました

議案		提案理由等	結果
議案第48号	委託契約料支払請求事件の和解について	<p>鹿児島地方裁判所加治木支部 「平成21年(ワ)第143号委託契約料支払請求事件」に関し、同裁判所の和解勧告案に基づき和解をすることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるもの。</p> <p>P 6 参照</p>  <p>森のやかた湯ったり館</p>	原案可決
議案第49号	平成22年度湧水町一般会計補正予算(第7号)	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,134万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億9,387万6,000円とするもの。	原案可決
議案第50号	平成22年度湧水町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ873万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億337万5,000円とするもの。	採択
議案第51号	平成22年度湧水町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119万1,000円とするもの。	採択
議案第52号	平成22年度湧水町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,030万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,447万9,000円とするもの。	原案可決
議案第53号	平成22年度湧水町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,391万5,000円とするもの。	原案可決
議案第54号	平成22年度湧水町水道事業会計補正予算(第3号)	事業執行等に伴う収益的支出の予定額と、職員給与の減額が主なもの。	原案可決
発議第9号	環太平洋戦略的経済連携(TPP)への対応に関する意見書	P 7 参照	原案可決

こんなことが

議 案		提 案 理 由 等	結 果
議案第41号	始良・伊佐地区介護保険組合規約の変更について	平成23年度以後の市町負担金の算定方法を関係市町の前々年度以前3年間の実績件数の割合による算定に改めるため、組合規約を変更することについて協議したので、地方自治法第286条第2項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるもの。	原案可決
議案第42号	財産の無償貸付について	昭和59年度に農林業地域改善対策事業により設置した施設を、関係者で組織する西永山地区共同利用組合に無償貸付の更新をし、農業の振興と経営の安定を図ろうとするもの。	原案可決
議案第43号	湧水町森林活用環境施設の管理運営に関する指定管理者の指定について	湧水町森林活用環境施設（森のやかた湯ったり館）の指定管理者を竹中地区生産加工組合へ指定することについて、議会の議決を求めるもの。	原案可決
議案第44号	湧水町栗野岳ログ・キャンプ村の管理運営に関する指定管理者の指定について	湧水町栗野岳ログ・キャンプ村の指定管理者をSTUDIO ART KIRISHIMA 有限会社（スタジオ アート キリシマ）へ指定することについて、議会の議決を求めるもの。	原案可決
議案第45号	湧水町過疎地域自立促進計画を定めることについて	過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律（平成22年法律第3号）の施行に伴い、湧水町過疎地域自立促進計画を定めようとするもの。	原案可決
議案第46号	湧水町過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について	過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律（平成22年法律第3号）の施行に伴い、所要の改正をしようとするもの。	原案可決
議案第47号	湧水町立小・中学校児童生徒通学補助金交付条例の一部を改正する条例の制定について	湧水町小規模校入学特別認可制度実施要綱により、小規模校の特性を生かした学習を希望する児童及び保護者に対し、新たに通学補助金を交付し、併せて既存の通学補助金の額を改正するもの。	原案可決

議案第48号 委託契約料支払請求事件の和解についての委員長報告

当議案は、原告森のやかた湯ったり館管理組合 組合長 篠原三千人と、被告湧水町長 米満重満 との間で係争中の「平成21年（ワ）第143号委託契約料支払請求事件」に関し、鹿児島地方裁判所加治木支部により示された和解勧告案に基づき、和解することについて地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものとして提案されたものであります。

今回の事件については、平成10年に「吉松町森のやかた湯ったり館管理組合運営委託契約書」が作成され「旧吉松町」と「森のやかた湯ったり館管理組合」との間で、湯ったり館の管理運営を委託する契約が締結され、委託契約書第4条により「委託料として年間619万6,000円を支払うもの」との記載に基づき「森のやかた湯ったり館 管理組合長 篠原三千人」が原告となり、平成11年から平成20年までの10年間分の未払委託料の支払を求め、「湧水町」を被告として鹿児島地方裁判所加治木支部に提訴されたものであります。

訴訟の内容は、

①「湧水町に対し、金6,196万円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払い済みまでの年5分の割合により金員の支払を求める。」

②「訴訟費用は被告の負担とするとの判決並びに仮執行の宣言を求める。」

とするものであります。12回に渡る公判の中で、裁判官より和解勧告をなすために実損額を求められた額が労働者健康福祉機構からの立て替え金120万4446円と退職金が支払われるべき金額200万円と原告組合への会議日当約20万円管理組合長 篠原三千人への日当300日分300万円の支払い、さらには、篠原三千人が立替たとされる210万円等、原告訴訟弁護士費用等500万円その請求総額は、ゆうに1,700万円を上回るものであります。

湧水町としては、これらの請求に対し、原告の訴状の矛盾点を指摘し、請求の根拠資料の提出を求めるなど反論を繰り返し、結果的には、町が独自で調査を行い、判明した未払業者33件分2,522,688円の未払金と篠原三千人が立替たとされる210万円について、町が第3者弁済として支払うものとする和解勧告案が提出されたものであります。

議案48号委託契約料支払事件の和解については、総務常任委員会に付託されておりましたが、経済常任委員長より、合同審査の申入れがあったことから、これを受け入れ合同審査とすることとし、平成22年12月10日午前9時より町長、副町長、総務課長、地域総務課長、商工観光課長の出席を求め、審査を行いました。

審査は、9日本会議で示された提案理由を再確認することから始めましたが、内容は前段で申し述べたようなことが主なものであるとの確認を行い、多くの質疑や意見が出されました。主なものとしては、この和解案を認めた場合、どのように住民に納得行く説明が出来るのかとの不安、篠原三千人が立替たとされる210万円のうち、裁判所が推認出来るとした89万円に対する疑義と不満、篠原三千人が自らの責任をあくまでも当職であり責任は無いとする一方、訴状では、管理組合長 篠原三千人とし、管理組合長としての立場を利用し、公判の中で、自らの日当まで請求するなど立場の使い分けに対する不満と怒りの表明であります。

審査を進めて行く中で、判明して来たのは、12回に及ぶ公判においても、原告からは赤字金額の根拠を示す新たな資料は、提出されなかったと言う事実であり、当議会が過去2回に渡り立ち上げた調査特別委員会での調査時点からは、何一つ進展していないと言うことであります。

この様な状況から審査は過去の特別委員会での議論に逆戻りするに至り、これ以上の議論は無意味であるとの意見が出始めたことから、執行部に対する質疑を終了し、議会内での議論を重ねた結果、町長の発言にあった行政事務のあり方を問われた最大の原因は行政にあるとの見解、つまり委託契約第4条の改正を放置した責任は行政（旧吉松町）にあり、和解勧告案を司法の判断として受け止めざるを得ないとする見解は理解出来るものであること、また、訴状により請求された金額に対し、和解案は1割にも満たない額であり、しかも行政で調査した金額を根拠として司法が採用してくれた点等、むしろ中身においては勝訴と言っても過言ではないとの見解、また、当和解案を否決した場合、判決に持ち込まれ、仮にこの判決を不服とし控訴した場合、さらなる経費と膨大なエネルギーを要すること。

これらの状況から判断した時、今回の和解案を受け入れざるを得ないとする見解等であります。総務常任委員会において、採決に付したところ、討論なく、除斥委員を除く全会一致で、可決すべきものと決定しました。

議案第48号 委員長報告

本町議会では、関税撤廃の例外を認めない完全な貿易自由化を目指す環太平洋戦略的経済連携協定交渉への参加は、関税などの国境措置が撤廃された場合による地域経済、特に農業分野に関して、深刻な打撃を与えることは明白であることから、下記意見書を議員発議で可決し、衆・参議院長をはじめ関係各大臣等に意見書を提出しました。

環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）への対応に関する意見書

菅内閣総理大臣は、アジア太平洋経済協力会議（APEC）首脳会議の中で、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）について、日本の経済活性化のため「アジア・太平洋地域と経済的にもしっかりと結び合い、ともに成長、発展していく関係をつくらなければならない」と強調し、関係国と協議入りするとして政府の基本方針を示した。

TPPは、関税撤廃の例外を認めない完全な貿易自由化を目指しており、また、物品貿易だけでなく、サービス貿易、政府調達、競争、知的財産や人の移動等を含む包括的交渉が行われることとなる。

このため、十分な準備もないまま、拙速にこの交渉に参加し、関税などの国境措置が撤廃された場合、国内の農業生産額や食料自給率及び農業・農村の多面的機能の維持・存続を根底から揺るがすことになるだけでなく、情報、金融、郵政等幅広い分野さらには雇用への深刻な影響も懸念される。

特に農業分野においては、戸別所得補償で農家所得を補償しても、輸入の急激な増大により国内生産が減少するなど、農業が壊滅的な状況に陥るだけでなく、関連産業を含めた雇用環境が極度に悪化するおそれがある。

更に、農業・農村は我が国の「食」を支えているばかりでなく、国土の保全や水源の涵養といった多面的機能も備えており、こうした機能が損なわれれば、国民生活にも多大な影響を及ぼすことになる。

よって、政府の環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉への参加検討にあたっては、我が国の農林水産業への十分な配慮のうえで、慎重に対応されるよう下記のとおり要請する。

記

- 1 関税の撤廃が原則となっている環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）への参加については、国内農林水産業への壊滅的な影響を与えるのみならず、我が国の食料事情を危うくし、食料安全保障の観点からも、国民の生活を危機的状況に追い込むことが想定されることから、拙速な参加表明を行わないこと。
- 2 環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）への参加については、全産業の分野にわたって、そのメリット、デメリットについて、国会等で慎重に審議するとともに、国民に対し詳細な情報提供を行うこと。
- 3 今後の国際貿易交渉に当たっては、『「多様な農林水産業の共存」を基本理念として、食料安全保障の確保を図るなど、日本提案の実現を目指す』というこれまでの我が国の基本方針を堅持し、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内の農林水産業の将来にわたる確立と振興などを損なわないように、国内対策を先行的に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月20日

鹿児島県湧水町議会

を問う

ここが
聞きたい!

議員4名



上水流 功 議員

放課後児童健全育成施設の改善を急げ

改修あるいは移転等を検討中

上水流

①町内に2カ所あるうち、栗野地区の施設は、利用者の増加により1人当たり1.3㎡の基準を切っている。これの改善について町長の考えを伺う。

①町内に2カ所あるうち、栗野地区の施設は、利用者の増加により1人当たり1.3㎡の基準を切っている。これの改善について町長の考えを伺う。

備、運営などを義務づけ、小学校卒業までを対象とする方針が出されています。小学6年生までとなると多くの利用が見込まれます。一時的な増築等を行うよりも将来を見据えた学童のあり方を検討します。

その他の質問
①職員にまちづくりシンポジウム参加について
②公共建築物等木材利用促進法について

町長

座卓等利用時は手狭な状況にあり、現在改修あるいは移転等を検討しています。

町長

平成23年度当初からの施設改善は、現状ではできません。

上水流

②児童福祉の重要性から、平成23年度より利用できるように直に実施すべきではないか。そうすると関係保護者も安心されるのではないか。町長の考えを伺う。

上水流

いろいろな事情はあるようだが、早い機会に積極的な施策を講じることを約束できないか。

町長

新育児施策「子ども・子育て新システム」で学童保育について、市町村に施設の整

町長

質問の主旨は十分分かります。私自身もあの現状を見てせばつまった感じを持っています。本当にこのことを「早くせよ」と言われることは理解します。関



放課後児童健全育成施設（栗野地区）

町政



仮屋 良二 議員

環太平洋戦略的経済連携協定 (TPP) について 町の農業生産額は約20億円減少する見込み

仮屋

政府は11月9日、環太平洋戦略的経済

連携協定 (TPP) をめぐり、関係国との協議開始を柱とする「経済連携の基本方針」を閣議決定した。TPPによる日本の農業は壊滅し、関連する農産物加工業や農業機械等の製造業、さらには運送業など幅広い産業が影響を受け、地方の雇用は大きく減少するなど、国土や環境を保全する機能が失われてしまう恐れがあります。そこでTPPに参加した場合、湧水町への影響と損失額の算出。また、その対応として農家を強くする必要があると考えるが何う。

町長

TPPに参加し関税が撤廃されると、農業だけでなく幅広い分野で影響があります。その影響については、県の試算に基づくと、和牛・米・乳牛・豚等を中心に、町の農業生産額は約20億円減少する見込みで、

総農業生産額の約50%にあたります。

対応については、本町の取組だけで解決できるものでなく、国の対策によるところが大きいと考ええます。国内農業の競争力強化については、食料自給率50%の達成等、新たな食料農業農村基本計画の実現にあると思えます。

旧栗野工業高校跡地の環境整備について

仮屋

平成22年3月をもって栗野工業高校が閉校となり、グラウンド・校舎敷地は雑草等が生え荒れ地となっております。環境については、

県の土地として、しっかりと管理して頂き、年々3回は整備をお願いすべきと思うが、考えを何う。

町長

グラウンドの一部と野外トイレを、町内サッカー少年団の練習場として、管理・活用

して頂いております。ご質疑のとおり、契約以外の敷地や周辺等の県有地は鹿兒島県が管理すべきですので、定期的な維持管理を県に申し入れます。

地域における環境整備について

仮屋

地域・団体において、雑草・雑木・竹など、町道等の作業

をするため、町が機械(チップパー・芝刈り機)の整備を行い、貸出できるようにする考えはないか何う。

町長

ご質問の主旨は理解しますが、貸出し後の機械の安全使用に問題等ありますので、今後の検討課題と考えます。



稲刈り風景



篠原 三千人 議員

入札制度の意義と業者育成の考えを問う

入札は税の最大活用のためにある

篠原 自国の産業構造を背景に、国際競争と協調の狭間で生き残りかけたPPPが日本の政治課題になっている。農林商工など内需型業種や地方は大方反対である。国際や国の中央の問題が、地方を直撃する時代になっている。自由競争を促す独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）に関して、一・特許や著作権など知的財産権（知的所有権）との関係と意義について町長の考え方を伺います。

町長 独占禁止法は、技術革新や経済発展を促進するために自由競争を守る目的があり、知的財産権は情報を権利化することによって新たな技術革新などを生み出す原動力となることを目指しています。

篠原 二・行政は民間に制度や運用等を指揮監督し、指導育成する立場と権限を持っているが、課題はないか考えを伺います。

町長 行政の指揮監督並びに権限は、法の範囲内でできると考えます。

篠原 業に地元業者の技術があるかが課題です。

町長 入札とは別に育成等について考えはないか。

町長 産業構造の変化に対応出来る技術を身に付けることが大切だと考えます。

篠原 大型事業（土木・建築・電子機器・維持管理委託・リース等）の予定価格査定や入札の現状と町内業者育成の課題について、町長の考え方を伺う。

篠原 行政事務用品や消耗品などの入札や見積もりの条件に課題はないか。特に町内業者活用と育成活性化の整合性は保たれているか、町長の考えを伺う。

町長 備品、消耗品等の購入は、湧水町契約規則の規定に基づき執行しています。

町長 赤字なら入札するかしないか考えるのが経営者。入札は行政（税）の最大効率を図ることにある。その他の質問

町長 予定価格は湧水町契約規則第11条の規定に基づき作成している。質問の課題は特にありません。

○公募制度や表彰制度の質問も行いました。

町長 独占禁止法は、技術革新や経済発展を促進するために自由競争を守る目的があり、知的財産権は情報を権利化することによって新たな技術革新などを生み出す原動力となることを目指しています。

町長 地方自治法等の関係法令に基づき行っており、発注事



栗野地区



吉松地区

自営業（農商工）復活が期待される



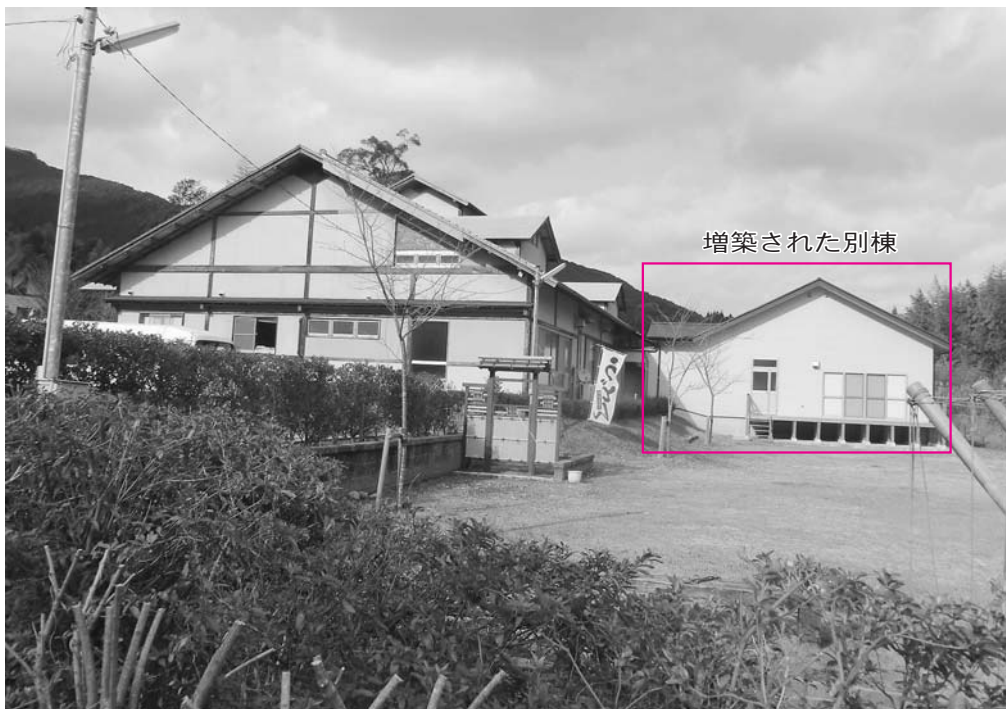
宮里 廣昭 議員

指定管理者制度の方向性 民間事業者のノウハウを活用

宮里 指定管理がなされて、施設等に多額の投資を行っていますが、今後財政面で検討する考えはないか。

町長 指定管理者制度は、民間事業者の有するノウハウを活用することで、住民サービスの向上、行政コストの削減を図ることを目的に、平成15年に地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことによって、創設された制度です。

現状の施設を有効に活用し管理することを前提としており、施設の老朽化等による大規模修繕が必要な場合は、検討協議していくこととなります。軽微な修繕については、現在も指定管理者に行わせております。



増築された別棟

多額の投資のもとに増築された湯ったり館

総務常任委員会所管事務調査報告

総務常任委員長 福島 勝男



10月28日

静岡県清水町にある日本名水百選柿田川湧水群を視察しました。町立柿田川公園ガイドの説明によりますと、富士に降った雨や雪が地下水となり、三島溶岩流の中を流下し、三島市や柿田川などで地表に湧水となって現れており、水温15℃、湧水量1日に約100万トンの柿田川は1・2kmで駿河湾に注ぎ、湧水量・水質ともに東洋



一とのことであります。約50年前水源地周辺の工業化や住宅化が進み、水質が汚濁したことから様々な取組みをされ、現在は本来の水質を取り戻しております。これらの取組を紹介するDVDを持ち帰りましてので、今後生涯学習や総合学習等で活用してもらえたらと思います。

10月29日

静岡県長泉町で企業誘致について研修しました。

長泉町は、町内4つの工業団地に約50社の多業種企業が立地しており景気的好況・不況の影響をあまり受けないリスタの分散を図っています。進出企業に従事する住民の所得も高く、町の財政は豊かで地方交付税の無交付団体となっており、日本一住み良いまち長泉町としてその名を全国にとどろかせています。現在長泉町は静岡県立ガンセンターの誘致に成功（職員数1648



名)し、これを核とした医療城下町構想を立ち上げ、産学官が連携して医療機器の開発、製品化などを行い、すでに数十件の特許も取得しているとのことであります。また4つの工業団地周辺には、地権者の内諾を得た予備農地を確保しており、いつでも企業の進出に対応出来る体制が取られております。企業誘致の成功の秘訣は、企業の要望に対し、すばやく的確に対応出来るかに係っているとのこと、役場の職

員が企業進出に対応出来るシステムを構築するために企業誘致担当課長に職員の定数管理の権限が与えられているとのことであります。

長泉町の企業誘致は、東京に近く、工業用水も豊富に確保出来るなど、本町における企業誘致の実態とは、大きな差は感じますが、参考となる面も多くあり、今後の本町企業誘致に関し、各委員より提言等がなされるものと思います。

経済常任委員会所管事務調査報告

経済常任委員長 境田 公明



10月28日

埼玉県小鹿野町で、「高齢者福祉・福祉施策における関係機関とのネットワーク」について研修しました。小鹿野町は老人福祉への取組みが埼玉県でも高く評価されており、小鹿野町の取組みを他の町村が実践されています。また老人医療費が、平成15年度からの3年平均が50万円弱で、埼玉県の平均より23万円ほど下回っている点に着目しました。研修の中で、地域包括ケアシステムと健康づくり事業について説明を受けました。(地域包括ケアシステムとは、保健福祉医療のハードソフトの一体化を目指したものです。)



町営の病院に健康福祉センターが併設しており、その中に行政の健康福祉課があり、特別会計担当、高齢者、障害者福祉や健康増進担当として地域包括センター、在宅介護担当として、在宅介護支援センター・訪問看護ステーション等があり、行政事務や包括支援事業、訪問看護ヘルパー等の業務を一つのフロアで行っていて、併設する病院との連携も必要に応じ随時タイムリーにできています。情報の共有化により、入院時から退院後のケアができる。例えば「誰々さんが、明日退院ですの見守りをお願いします」など、両方の担当者の引継ぎがスムーズに行われていました。

65歳以上の高齢者が約4000人の内、要介護認定者約700人(17.5%)、要支援認定者約200人(5%)であり、8割近くの方が元気な高齢者ということになります。特定高齢者や要支援者など、元気な高齢者の介護予防拠点と健康づくりの為の「いきいき館」では、健康づくり教室を実施しており、バスで地域ごとに対応をして、保健師による健康チェックや健康運動指導士のストレッチ体操やレクリエーション、音楽療法士による音楽療法教室、管理栄養士の料理教室等、様々なメニューを行っています。わが町でも、実践しているものもあるようですが、通常メニューとしてこの町は実践していません。

最後に保健師の活動について質問したところ、高齢者で、保健師の顔を知らない方はいない。保健師は「日頃から担当の高齢者を町で見かけたらちよつと声をかけたりする。」とびっくりするような答えが返ってきました。高齢者福祉の取り組みは、その土地や人間性に合ったまちの取り組み施策が必要でしょうが、高齢者が、わが町の保健師の顔を知っているこの様なまちづくりの取組みが必要であると委員全員の感想でした。今後わが町にできるものがあれば検証を重ね、提言をしていきたいと思えます。



湧水町水害対策調査特別委員会の 閉会中の経過報告

水害対策調査特別委員長 福島 勝男



平成22年8月2日

川内川河川事務所により町に阿波井堰改築案の説明が行われた事を受け、議会（議長、副議長、水害対策調査特別委員会）に対し報告がなされました。（内容については、広報ゆうすいで紹介されているため省略）

平成22年8月3日

川内川河川事務所により、栗野土地改良区及び吉松地区の被災住民等に対する阿波井堰改築案の説明会が行われ、議長、副議長、水害対策調査特別委員長が、栗野会場と吉松会場に分散して対応致しました。特に栗野会場においては、栗野土地改良区における慣行水利権を許可水利権に移した事を受けて、今後の水利権を含めて説明がなされました。

なお、水利権に関しては、国土交通省より町に対し、北方地区における慣行水利権を許可水利権に移行できれば、平成23年度に阿波井堰改築着手を確約する旨の話があり、町と栗野土地改良区との間で協議が繰り返され、許可水利

権移行への合意に至ったものであります。これは、栗野土地改良区関係各位の上流被災住民に対する温かい御理解の賜物と言えます。

平成22年8月11日

水害対策調査特別委員会を開催し、8月2日及び8月3日の町及び川内川河川事務所の説明を受けた内容について、全議員への報告を行いました。

平成22年9月2日

町、議会（議長、副議長、水害対策調査特別委員長、経済常任委員長）、栗野土地改良区長、水害をなくして住民の生命と財産を守る会会長の4者合同の中央要望を行いました。今回の要望は、国が町に対し条件提示した北方新田の慣行水利権の許可水利権への移行が合意に至った事を受けて、条件をクリアした事を国に報告し、阿波井堰改築の23年度着手を強く要望したものであります。

水利権の取扱いは、国土交通省幹部に対し、上流住民と下流住民が水害対策に関し、

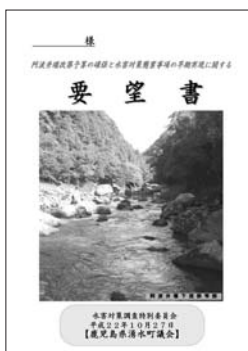
合意の形成がなされている事を印象付ける貴重な成果でありました。

要望の締めめに、前原国土交通大臣（当時）室を訪問し、大臣の口から23年度着工の確約を引出し、帰鹿致しました。

平成22年9月10日及び9月22日

水害対策調査特別委員会を開催し、議会による地元選出国会議員等への要望を10月末に開催するため、要望書の内容等について協議しました。これにより要望日を10月27日とし要望内容を

1. 阿波井堰改築予算の確保に関し、阿波井堰に特化した対応の実現
2. 阿波井堰下流狭削部の早期開削の実現
3. 内水排水対策（湯谷川など）の早期実現



4. 寄洲除去による流水阻害の解消
の4点に絞って行う事と決定致しました。

平成22年10月27日

9月の水害対策調査特別委員会、協議し作成した要望書により、県選出国会議員へ要望を行いました。午前中に、松下、網屋、森山、打越の4代議員、午後から皆吉、川内、小里、加治屋、野村の5代議員、計9名の代議員に対し、阿波井堰改築予算の確保は、地元選出国会議員各位の尽力にかかっている事から、その旨を申し述べ強く要望致しました。



衆議院第1議員会館第1会議室

平成22年

第3回・第4回臨時会

第3回臨時会は11月2日招集され、1日間の会期で開催され、プレミアム商品券に関する予算が、原案のとおり可決されました。

第4回臨時会は11月24日招集され、1日間の会期で開催されました。

国の人事院勧告に基づく、町職員及び町長・教育長の給与等に関する条例の一部改正が上程され、原案のとおり可決しました。

また、本町議会議員においても、これに準じて、湧水町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の議員発議が提出され、原案のとおり可決しました。

こんなことが **決**まりました

議案	提案理由等	結果
議案第37号 平成22年度湧水町一般会計 補正予算（第6号）	口蹄疫の影響により、消費が低迷した地域の消費を喚起し、地元商店街の活性化を図ることを目的として計上したものの。	原案可決
議案第38号 湧水町職員の給与に関する条例 の一部を改正する条例の制定に ついて	国の人事院勧告に基づき、本町職員においても国家公務員に準じて、所要の改正を行うもの等。 ※期末勤勉手当支給月数→△0.20月 ※中高年層の行政職給料表の改定→△0.1% 等	原案可決
議案第39号 議案第40号 湧水町長等の給与等に関する条 例及び湧水町教育長の給与等 に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	国の人事院勧告に基づき、本町特別職においてもこれに準じて、所要の改正を行うもの。 ※期末手当支給月数→△0.15月	原案可決
発議第8号 湧水町議会議員の議員報酬及び 費用弁償等に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	国の人事院勧告に基づき、本町議会議員においてもこれに準じて、所要の改正を行うもの。 ※期末手当支給月数→△0.15月	原案可決

湧水町議会の動静 (平成22年10月～12月)

10月	1日	金	・始良・伊佐地域消防広域化運営協議会設立総会	13日	土	・平成22年度自然公園ふれあい全国大会式典 ・「T P P 参加」を阻止しふるさとを守る緊急総決起大会													
	3日	日	・町内小学校運動会		14日	日	・さつま町五周年記念式典 ・塔ノ原ニュータウン自治会公民館落成式												
	4日	月	・議会運営委員会			17日	水	・全国議会議長全国大会 ※11月18日まで											
	6日	水	・議員全員協議会 ・第3回定例会最終本会議 ・広報調査特別委員会 ※11月2日まで				18日	木	・陸上自衛隊第24普通科連隊・えびの駐屯地存続期成会同盟会による防衛省等の要望行動 ※11月19日まで										
	10日	日	・豊祭相撲大会 ・二ツ葉保育園運動会					20日	土	・湧水町文化祭オープニングセレモニー ・平成22年度始良・伊佐地域植樹祭									
	11日	月	・北方地区運動会 ・みのり運動会						21日	日	・湧水町秋まつり								
	19日	火	・平成22年度川内川上流河川改修期成同盟会中央要望 ・平成21年度川内川上流河川改修期成同盟会総会							22日	月	・議会運営委員会							
	20日	水	・平成22年度九州治水期成同盟連合会第3回要望会								24日	水	・議員全員協議会 ・第4回議会臨時会 ・後期高齢者議会 ・第2回町人権同和教育推進協議会						
	21日	木	・水害対策調査委員会 ・総務、経済常任委員会 ・議員全員協議会									27日	土	・第6回湧水町社会福祉大会 ・上川西地区人権ふれあいスポーツ交流会					
	22日	金	・町表彰諮問委員会										28日	日	・第4回湧水町内駅伝競走大会 ・えびの市制施行四十周年記念式典 ・川内川改修期成会中央要望 ※11月29日まで				
	23日	土	・鹿児島刑務所矯正展 ※10月24日まで											30日	火	・議会運営委員会			
	24日	日	・東中下場地区運動会												12月	1日	水	・年末年始警戒式	
	25日	月	・湧水町みどり推進協議会総会 ・秋まつり第2回実行委員会 ・高原フェスタ実行委員会													2日	木	・議員全員協議会	
	27日	水	・水害対策調査特別委員会による地元国会議員への要望														7日	火	・議会運営委員会
28日	木	・常任委員会所管事務調査 ※10月29日まで	9日	木														・議員全員協議会・第4回定例会本会議	
11月	1日	月		・議会運営委員会	10日													金	・常任委員会
	2日	火		・議員全員協議会 ・第3回議会臨時会		11日												土	・竹中池湧水有機生産組合(天地水楽販売)10周年記念大会
	3日	水		・第6回湧水町芸能発表大会			12日											日	・第26回幸田旗剣道大会
	5日	金		・町合同金婚式				13日										月	・常任委員会
	6日	土		・第6回湧水町勝栗旗豊祭剣道大会					20日									月	・最終本会議 ・広報調査特別委員会
	7日	日		・霧島市市制5周年記念式典 ・長谷地区大運動会						22日								水	・平成22年度秋まつり第4回実行委員会
	12月	12日		金							・秋まつり第3回実行委員会 ・一人金婚者の集い ・農業農村推進協議会 ・水田農業推進協議会							24日	金
											27日	月							

傍聴にお越しく下さい。

次の定例会は3月上旬予定

編集後記

新年早々、銀世界の幕開けには大きな期待感を持っているのではないかと思うところでもあります。

合併して6年、旧町の歴史、伝統を残しながら一体感を醸成しつつあります。世界経済は、やや回復傾向にありますが、日本の政治・経済は袋小路に入り込んだ感があります。今こそ私たち湧水町は力を合わせ発展へとつなげて行かなければなりません。昨年来本町では景気対策の一環として、プレミアム地域商品券発行事業を行い完売したのとこの景気の一助になったのではないのでしょうか、時として一番寒い時期であります。が健康に十分留意されお過ごしください。

(西牟田)

議会広報調査特別委員会

委員長 西牟田徹也
副委員長 宮里 廣昭
委員 池上 滝一
同 上水流 功
同 山口 忠人
同 橋口 昌博

